平成２８年（フ）第２号
京都府綾部市田野町田野山２番地の163ウォーターヒルズ松寿108号、前住所京都府綾部市上野町西ケ窪28番地の７
債務者　出口富十郎
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
鹿児島県南九州市知覧町西元5598番地
債務者　松久保和代
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県南九州市知覧町西元5598番地、住民票上の住所鹿児島県南九州市知覧町永里4815番地
債務者　中村　俊一
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第３７号
鹿児島県南九州市知覧町西元5598番地、住民票上の住所鹿児島県南九州市知覧町永里4815番地
債務者　中村　文子
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県南九州市知覧町塩屋15296番地１
債務者　白澤　誠子
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目22番１号
債務者　甲斐　夕子
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県枕崎市桜山東町206番地
債務者　白澤　初二
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第６７号
北海道芦別市北５条西２丁目12番地　コーポまついＡ102号
債務者　江村　茂己
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第３号
北海道赤平市茂尻新春日町１丁目１番地　茂尻第一団地　３―102号室
債務者　佐藤真由美
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第４号
北海道伊達市北黄金町135番地
債務者　北山　明彦
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
北海道登別市新生町５丁目19番地１、前住所北海道登別市柏木町４丁目29番地60
債務者　竹田　俊夫
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
北海道室蘭市母恋南町２丁目２番17号　母恋ターミナルハイツ102号、前住所北海道室蘭市港北町１丁目７番30―114号　港北ハイツⅠ
債務者　石塚　麻子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町56番地の14　エトワール201
債務者　助川　省悦
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２号
山形県鶴岡市朝暘町12番28―１号
債務者　難波　順子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１０７号
新潟県村上市坂町1736番地２
債務者　森　　弘子
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３２６号
愛知県一宮市篭屋５丁目２番38号
債務者　渋谷　　崇
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第３５６号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字八丁堀11番地１
債務者　山本　　亘
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部